

「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令(案)」に対する意見募集の結果について

令和7年3月3日(月)

環境省地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室
経済産業省イノベーション・環境局 GX グループ環境経済室

「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令(案)」について、以下のとおり意見募集(パブリックコメント)を実施しました。

1. 概要

- (1)意見募集期間:令和6年12月27日(金)～令和7年1月26日(日)
- (2)実施方法:電子政府の総合窓口(e-Gov)
- (3)意見提出方法:e-Govの「意見提出フォーム」、郵送

2. 意見募集の結果

- (1)意見件数:8件うち有効件数5件
- (2)お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方:別紙のとおり

お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方

※ 提出いただいた御意見から一部要約し、整理しています。また、今回の意見募集の対象と直接関係がないと考えられる御意見は除いています。

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>【様式第1・様式第2関係】</p> <p>本命令改正は、温室効果ガスの回収努力が世の中で評価されるような社会の醸成を推進し、温室効果ガス排出量削減につながる政策、制度設計となるべきである。</p> <p>温室効果ガスを回収する事業者は、温室効果ガス排出量を削減し温暖化防止に寄与しようとして回収設備を設置・管理することに経営資源を使うことになる。</p> <p>任意で事業者が回収について報告する今回の命令改正では、回収事業者の自己満足で回収を実施しているとの受け止めにつながり、国として温室効果ガスの回収に後ろ向きと受け止める事業者や経営者が出現する恐れがある。</p> <p>そのため、様式第1に回収量を追記する事に加え、調整後排出量の後に回収後温室効果ガス排出量の報告枠を追記するべきである。</p>	<p>大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量のうち、当該燃料の製造者と排出量を控除することについて合意しているものについては、様式第1で回収量及び回収した二酸化炭素に係る情報等の報告をした上で、自らの基礎排出量から控除することとしています。また、様式第1で報告する、大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量のうち控除することについて合意している量については、排出量とともに公表されます。</p> <p>なお、様式第2（任意報告様式）については、当該燃料の利用側で排出計上しない（控除する場合、原排出者側が排出を計上することとなり、回収を行った事実が報告内容に表れませんが、この場合においても、原排出者が回収という行為によって社会全体の排出削減に貢献していることが適切に評価されるべく、原排出者のCO2回収を制度として見える化するため、任意報告として「回収量」を報告・公表できることとしています。</p>
<p>【様式第1関係】</p> <p>事業所や事業毎に直接、間接を切り別けて報告することは、その事業所や事業のエネルギーコストを開示することに等しい。直接排出と間接排出を分けて報告することは、1社1事業所の場合、コスト構造の開示となり事業競争力を阻害することとなるため、やめるべきである。</p> <p>なお、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20(行ヒ)67 行政文書不開示処分取消請求事件 ・平成23年10月14日 最高裁判所第二小法廷判決 <p>では、定期報告書に記載された工場単位の燃料や</p>	<p>現行の温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における直接排出・間接排出を合算したデータは、GHGプロトコル等の他の排出量開示と親和性が低く、活用しづらいという課題がありました。また、直接排出と間接排出を分けて報告・公表することで、それぞれ目標を立てて排出削減に取り組むことが可能となり、より効果的な排出削減を促すことも期待できることから、「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度検討会」における議論を踏まえ、事業者としての報告において、直接排出・間接排出を区分して報告を求めることといたしました。一方で、事業所の報告は現行どおり、直接排出・間接排出を区分せずに合算した値で報</p>

<p>電力の使用量の公開は、総合的に分析することによって、当該工場におけるエネルギーコスト、製造原価及び省エネルギーの技術水準並びにこれらの経年的推移等についてより精度の高い推計を行うことが可能となり、当該事業者の競業者は自らの設備や技術の改善計画等に、当該工場の製品の需要者又は燃料等の供給者は価格交渉の材料等に、それぞれ有益な情報として用いることができる。</p> <p>との判例もある。</p>	<p>告いただくこととしています。</p> <p>なお、報告に係る温室効果ガス算定排出量の情報が公にされることにより、当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある場合には、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第27条に基づき、権利利益の保護に係る請求を行うことができます。</p>
<p>【様式第1関係】</p> <p>事業所や事業毎に直接、間接を切り別けて報告することは、その事業所や事業のエネルギーコストを開示することに等しいが、「直接排出と間接排出を分けて報告することとする（特定事業所排出者の特定事業所のエネルギー起源CO₂については現行どおりとする）。」との記載は、様式第1表 排出者全体では、直接、間接を切り別けるが、事業毎、事業所毎で直接、間接を切り別けて報告する様式に変更しないと理解して良いのか。</p>	<p>様式第1の第1表（特定排出者の全体及び事業分類ごとの報告）では、特定排出者全体及び事業分類ごとの報告において直接・間接を切り分けず（事業分類ごとの直接・間接を切り分けた排出量は公表されません。）。別紙第1表（事業所単位の報告）は現行どおり、直接・間接を合算して報告することとします。</p>
<p>【その他】</p> <p>そもそも温室効果ガスというものが本当にあるのかどうかから考え直すべき。</p>	<p>令和5年3月に公表された「IPCC第6次評価報告書 統合報告書」においては、「人間活動が主に温室効果ガスの排出を通じて地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がなく、1850～1900年を基準とした世界平均気温は2011年～2020年に1.1℃の温暖化に達した。」とされています。</p> <p>温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度は、排出者自らが排出量を算定することによる自主的取組のための基盤の確立と、情報の公表・可視化による国民・事業者全般の自主的取組の促進・気運の醸成、を目的として今後も継続しつつ、国際的な算定ルールの動向や2050年ネットゼロに向けた様々な取組の促進等を踏まえて見直しを行ってまいります。</p>